

平成30年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	88	課程
学校名	福岡県立嘉穂高等学校	全日制

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

(1)いじめ撲滅についての学校方針

全教職員が「いじめは、どの生徒でも、どの学校においても起こりうる」という危機意識を持ち、常に学校の教育活動全体をその視点で観察・点検する。その共通理解のもと、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処を確実に行う。また、教育活動全体を通して「いじめは人間として絶対に許されない行為であり、当然、学校の内外においても絶対に許されない行為である」ことを認識させ、いじめ撲滅に向けた態度や能力を養う。

(2)いじめ撲滅のための学校年間重点目標

- ①生徒の状況を把握するための教育相談体制の充実と情報交換・情報共有の徹底を図る。
- ②教室及び学習環境の整備と道徳教育・体験活動等の充実に向けた授業改善を図る。
- ③携帯電話・ネット利用の指導を行い、自分を大切に思い、相手の立場や気持ちを尊重することができる生徒の育成を図る。
- ④学校外での生徒の状況把握及び保護者へのいじめ防止啓発のために、家庭との連携の強化を図る。
- ⑤いじめ発見時（いじめと疑われる場合を含む）の確実に素早い対応の充実を図る。
- ⑥いじめに対する対処は、必ず組織で行い、被害生徒を守り抜き、いじめを許さない姿勢を貫き、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導にあたる。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめ等防止のポイントと具体的方策

いじめは、成長の中で「満たされていないこと」が積み重なり、それが極端なストレス状態となり、他への攻撃等の行動となって表出しているものが多い。

- ・五感と体を使った実体験の減少
- ・人と対話する力の未発達
- ・人、特に家族に対する信頼感の欠如
- ・不安定な感情
- ・自己肯定感の低下

「満たされていないもの」を満たす活動の重視

- ・自己決定の機会
- ・仲間の力
- ・家族との会話、食事の時間
- ・感情の表現

「生きる力」は日常生活から
(日常的な場が大切)

①授業づくりや集団作り

- ・分かる授業を実践する
→（生徒の状況に応じた授業内容・授業形態等の工夫）
- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育む
→（クラス作り、特別活動等の工夫、授業や行事における言語活動の充実）
- ・授業や行事に主体的に参加・活躍できる行動力を育む
→（自尊感情や自己有用感を高めるための授業や行事、事前事後指導等の工夫、自己決定の機会設定）

②人間関係・学校風土作り

- ・教師と生徒・保護者との信頼関係を構築する
→（生徒一人一人の理解と支援、日常の声かけ・挨拶、保護者への連絡・協力等）
- ・集団の一員としての自覚や自信を育む
→（学校・学年・クラスへの帰属意識を高めるための役割分担等の工夫と声かけ）
- ・生徒と生徒、生徒と教職員等、お互いを認め合える人間関係と社会性を育む
→（道徳教育・人権教育・体験活動・言語活動等の充実による感情表現の適正化、互いに個性を認め合うHR経営、ストレスに適切に対処できる力の育成）
- ・いじめ撲滅についての学校方針を生徒に理解させておく
→（いじめ撲滅についての学校指導方針を生徒に周知徹底させる。特に、インターネットを通じて行われるいじめ防止のための講演会及び啓発活動を実施する。）

(2) 職務別のいじめ防止対策ポイント

【学級担任・各授業担当者】

- ・生徒の日常からいじめに発展しやすい事象や問題について触れ、「いじめは人間と

して絶対に許されない」との雰囲気クラス全体に醸成する。

- ・生徒が見て見ぬふりや囁し立てたりすることも、いじめを肯定していることであると認識させ、いじめの傍観者ではなく仲裁者への転換を促す。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払って指導を行う。
- ・普段から生徒観察を十分に行い、気になることはすぐに生徒指導主事等に相談するなどして、組織で共通認識し対応していく。
- ・担任としての思いがストレートに生徒の心に届くよう、日常から人間関係・信頼関係を十分構築しておく。

【教務主任】

- ・学校として、一人一人を大切に「わかりやすい授業」作りを推進する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、言語活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組み、教職員のいじめ防止に対する意識を高める。
- ・生徒が自己肯定感を高められる場面や取り組みを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめ防止と授業・評価・教育課程の関わり等について、職員に理解させる。

【生徒指導主事】

- ・常に全学年を見渡し、気になる生徒（又は事象）がある場合は、組織を招集し、職員の共通理解を図るとともに早期解決に向けた取組の提案を行う。
- ・いじめの問題について校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図る。
- ・日頃から、スクールカウンセラーや、教育事務所などの関係機関との連携をとり、情報交換や連携に取り組む。

【養護教諭等】

- ・生徒の保健室利用の状況を担任等と連携をとり、いち早く共有化する。
- ・保健主事と連携し、命の大切さについて、様々な場面で生徒に訴える。

【管理職】

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・教務主任、生徒指導主事に対して、最新の動向・方法などを伝え、学校教育の中で有機的にいじめ予防の取り組みができるよう指導するものとする。
- ・いじめ防止アンケート等の評価や分析に際し、指導助言を行う。
- ・いじめ防止に関する組織の方針や方向性を示し、活性化を図る。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

- ①いじめは、大人が気づきにくい形で行われる

- ・些細な兆候であっても、いじめかもしれないとの疑いを持つ
（「観衆」「傍観者」の存在にも注意）
- ・早い段階から複数の教員で組織的に的確に関わる
- ・軽視したり見逃したりすることなく、積極的に認知する

②教員はアンテナを広く高く保つ

- ・生徒の観察、見守りや信頼関係の構築に努める
- ・小さな変化や危険信号（生徒のSOS）を見逃さない

③情報交換・情報共有を常に行う

- ・生徒の状況の変化や容姿等の変化は、気づいたらすぐに他の教員と情報共有し、多くの目で観察・見守りを行う。

大切なことは、

- ・生徒・保護者との信頼関係の構築
- ・生徒理解
- ・いじめに関する危機管理意識

(2) いじめの早期発見のための措置

あらゆる情報が集まるシステム（職員体制）

いち早くその情報を共有し、組織的計画的協働を行う職員の共通認識

情報の中から兆候や可能性等を見逃さない感性と危機管理意識

①教師の視点から

※（手）は「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を示す

- ・個人面談、保護者会 : 生徒の状況把握及び状況変化に気づく教育相談
- ・チェックポイント : 生徒の出すサインを見逃さないために（手）P11～P16
- ・ダイジェスト版 : 生徒を個別に把握するチェック項目（手）P19
- ・いじめに関する職員研修会 : 4月 学校基本方針の理解 6月 事例研究等



教育相談体制の充実にむけて、取組体制の点検を定期的に行う

（実態把握体制、保健室・相談室の利用、電話相談の窓口等）

②生徒の視点から

- ・生徒生活アンケート : 1回／学期 記名式 いじめ・学校生活全般・体罰等
- ・いじめに関するアンケート : 9回／年 いじめに特化したアンケート
- ・相談ポスト : 1カ所設置 投函の確認は生徒指導主事

③家庭（保護者）の視点から

- ・家庭用チェックリスト : 学期末 3回／年 保護者会にて家庭への啓発活動

- ・規範意識育成講演会 : 保護者に参加を案内 生徒とともに規範意識を学ぶ
- ・保護者会 : 学期末 2回/年 生徒の状況等の変化の把握

(3) 職務別のいじめ早期発見対策ポイント

【学級担任・各授業担当者】

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間や放課後の生徒との雑談や日誌等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ・教室等、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

【教務主任】

- ・面談、保護者会、家庭訪問など教育相談に関する機会を効果的に設定する。
- ・生徒の動態や出欠状況等についての、情報提供と危機管理体制の整備を行う。

【生徒指導主事】

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等の計画的・効果的に設定する。
- ・生徒相談室の利用、スクールカウンセラーの利用、電話相談窓口等を生徒に周知する。
- ・昼休みや休み時間等の校内巡視や放課後の校内巡回等の計画を策定する。

【養護教諭等】

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと違う変化を感じたときは、その機会を捉え悩みや変化について聞く。

【管理職】

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談ができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談体制が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となっているか、定期的に点検を行う。

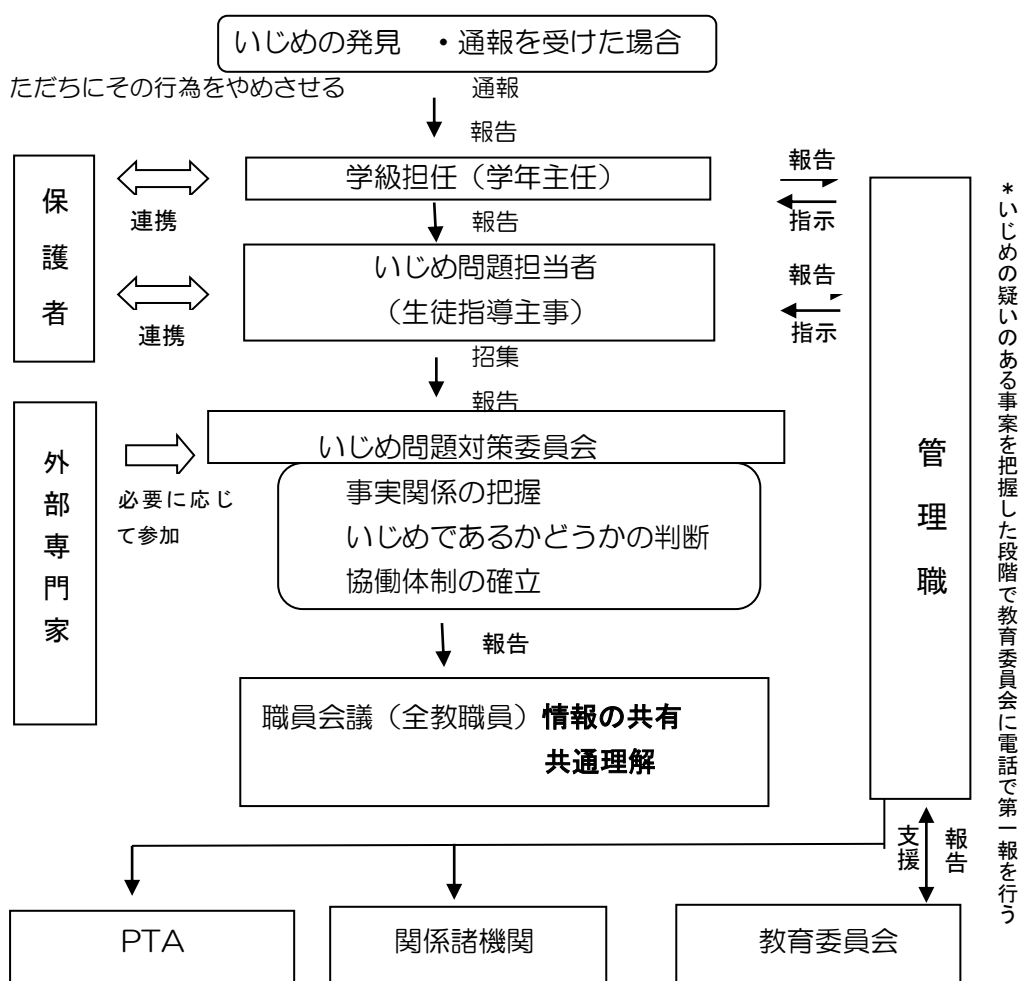
4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

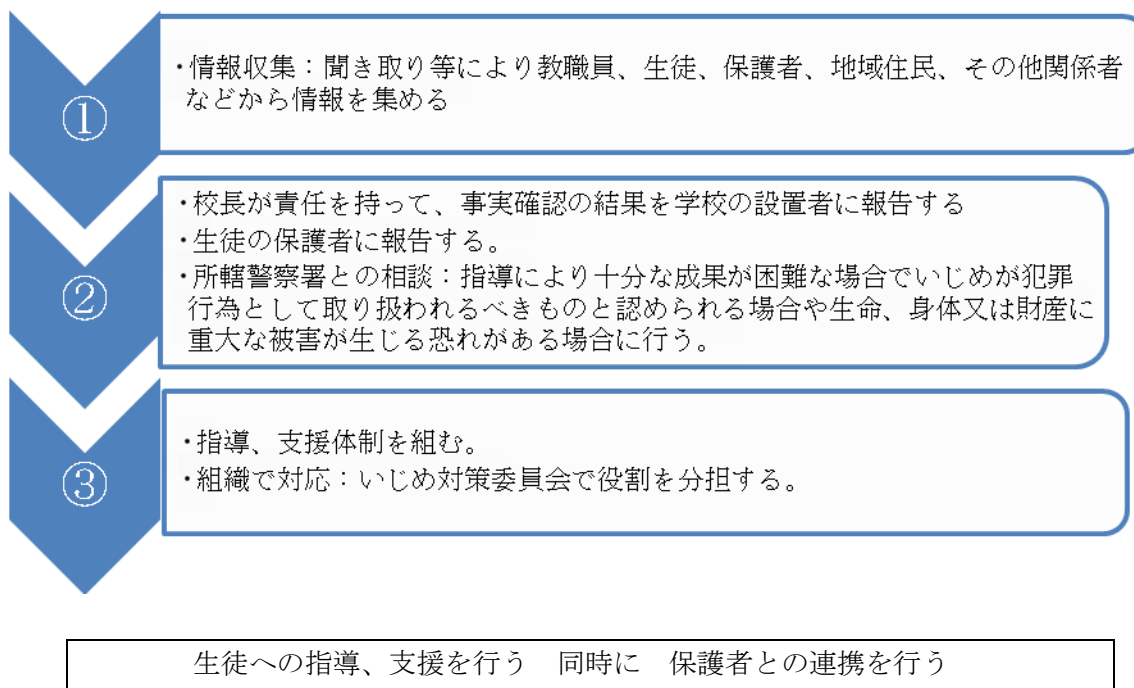
(1) 基本的考え方

いじめに対する措置を的確に行うため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深める。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ問題対策委員会を活用して行う。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、心理的、物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や、心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、

いじめられていることを表出できない生徒がいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。また、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対しても適切に対応するものとする。さらに、いじめ問題に組織的な対応を可能とする体制整備を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応





(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

① いじめの事実関係の把握

- ・生徒の立場、発達段階を考慮して丁寧に聴き取る。
- ・当該生徒の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努め、信頼関係を築く。

② いじめられた生徒の安全確保

- ・いじめられた生徒の心情を十分理解し、本人の立場に立って話を聞く。
- ・「あなたを全面的に支援する」「そして守り抜く」ことをきちんと伝える。
- ・「自分のことを心配してくれる人がいる」という安心感を持たせる。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーを活用するなど心のケアを図る。
- ・必要に応じて緊急避難的措置として別室登校などの対応をとる。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を作る。

③ 保護者への支援

- ・事案の正確な把握を行い、保護者に対し、今後の対応を正確に伝える。
- ・必要な情報を適切に提供し、保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分に配慮する。

④ 外部との連携

- ・必要に応じて警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関の協力を得るなど個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を図る

⑤ 支援体制の整備

- ・いじめ問題対策委員会を活用し、いじめられた生徒と最も信頼関係ができている教員を中心とした支援体制を確立する。

- ・当該生徒との関わりが深い教員数名でプロジェクトチームを組織し、役割分担を明確にし、情報を共有しながら支援する。
- ・いじめ問題対策委員会の支援方針に基づき、いじめられた生徒ならびにその保護者を学校全体で組織的に支援する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

① いじめの事実と経緯の確認

- ・冷静かつ客観的に事実と経緯を確認する。
- ・事実を正確に把握するため、いじめた生徒が語る心情については、一方的に否定、説諭せず、丁寧に聴き取る。

② いじめの態様等に応じた指導の徹底

- ・いじめの態様に応じて適切に対応する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、生徒の生命、身体又は、財産に重大な被害が生じるようなものについては直ちに警察に通報する。

③ 規範意識の育成と人間関係づくりの改善

- ・いじめた生徒が、適切な人間関係を築き、規範意識を育くむことができるよう指導する。

④ 保護者への助言

- ・必要に応じて、保護者の養育態度の変容を図る。
- ・家庭の教育力向上を図る。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

① 自分の問題としてとらえさせる

- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる指導を行う。
- ・囁し立てたり傍観したりする行為は、いじめに荷担する行為であることを理解させる指導を行う。
- ・いじめは絶対に許されない行為である事を臨時のHR活動や集会で指導する。

② いじめの解決に向けた指導

- ・加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみでいじめが解決するものではないという認識を持つ。
- ・被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係を修復させる。
- ・双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団の関係を取り戻す指導を心がける。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめが発生した際の緊急対応

①書き込み内容の確認

掲示板等の URL を控え、書き込みをプリントアウトする。ただし、携帯電話の書き込みはプリントアウトできない場合があり、その場合デジカメで撮影して内容を保存する。

②事業者への削除依頼

「管理者へのメール」や「お問い合わせ」（ページ下に掲載）で削除依頼する。ただし、生徒に削除依頼をさせない。また、管理者に個人情報を悪用されないよう、削除依頼のメールについて個人の所属・氏名などは明かさない。

③掲示板のプロバイダに削除依頼

管理者の連絡先が不明な場合や依頼しても削除されない場合は、プロバイダに依頼する。

※削除依頼の参考文例

〔件名〕 【削除依頼】 誹謗・中傷の書き込み

〔本文〕 URL : http://

 スレッド : http://

 書き込みNo. :

違反内容 : (具体的な書き込みの内容を書く)

削除理由 :

上記の掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり本人が大変迷惑しています。更に書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性もあります。貴サービスの利用規約に基づき、書き込みの削除を行うようお願いいたします。

④それでも削除されない場合

警察（生活安全課）や法務局に相談する。

⑤削除確認後、児童生徒・保護者への説明

(7) いじめの解消

①いじめの解消とみなす最低要件

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

②いじめの解消と判断する手順

ア 被害生徒と保護者に対する面談等を行う。

被害生徒と保護者に対する面談等を行い、上記要件を満たしていることを確認する。

イ いじめ問題対策委員会が、②アに基づき、いじめが解消していることを確認する。

ウ 校長が、②イに基づき、いじめが解消していることを判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

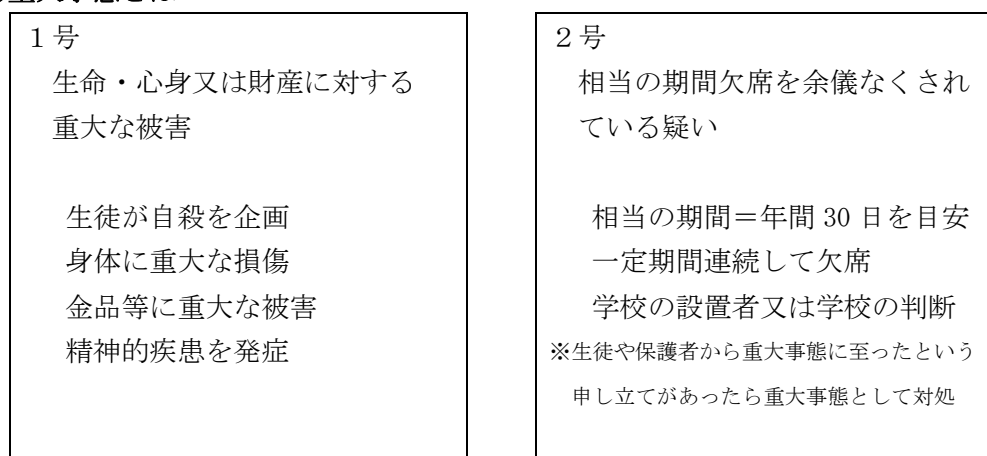
重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態とは



重大事態発生の場合



この流れで、重大事態発生時の報告と調査結果の報告の二回の報告を行う。

②重大事態の調査

ア 調査の主体 教育委員会が判断する。

イ 調査を行うための組織

- ・当該調査の公平性・中立性の確保
- ・専門的な知識及び経験を有し、当該事案と直接の人間関係・利害関係を有しない第三者
- ・学校が調査の主体となる場合は、第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめ防止等対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて構成する事も考えられる。

ウ 調査内容

- ・いつ、誰から、どのような態様
 - ・背景の事情、人間関係
 - ・学校や教職員の対応
- 可能な限り
網羅的に明確に
(客観的な事実関係)

エ いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合の留意点

- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先する。
- ・状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活への復帰支援や学習支援を行う。

オ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合の留意点

- ・生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速な今後の調査について協議する。

(2) 調査結果の提供及び報告

①調査の組織

いじめ問題対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。また、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識・経験を有するもので構成する第三者委員会を立ち上げる。

②調査の方針及び、方法

ア 方針

可能な限り事実関係を明確にし、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものとして行う。たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

イ 方法

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問票を使った聴き取り調査を行う。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査などを行う。

③いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の適切な提供

重大事態の調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時、適切な方法で、経過報告を行う。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に行う。

④調査結果の報告

調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含める。調査結果の報告については、教育委員会を通じて県知事に報告する。



※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事に送付する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

「いじめ・不登校対策委員会」の役割と機能

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめやその疑い、問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有
- ・いじめの疑いに対する緊急会議の開催、そこでの情報の共有、事実関係の聴取、指揮や指導體制・対応の方針決定と保護者との連携などを組織的に実施するための中核
- ・いじめ問題の重要性の啓発、家庭との連携の中核

(3) いじめ防止対策推進法 第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の予防に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

本校においては、重大事態発生の場合、上記法律に基づき、教育委員会と協議の上、重大事態対処のための組織を置くものとする。本校の場合、この組織については、「いじめ対策委員会」（第22条関係組織）を母体として編成し、重大事態の性質に応じて適切な専門家等を加えて編成するものとする。

○「重大事態対処のための組織」の役割と機能

- ・当該重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ・「事実関係を明らかにする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ・調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

学校いじめ防止方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、評価結果を踏まえ、いじめ問題への取組状況を評価し、その結果を指導の改善に生かす。

(1) 学校評価

「いじめ問題に関する適切な認識と教職員の共通理解」「いじめを生まない環境や集団作り」「早期発見・早期対応」の等の達成目標の評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を行い、その結果を以後の取組に生かす。

(2) 教職員評価

教職員が、いじめを隠ぺいすることなく、できるだけ早期に発見し、適切に解決することを評価する。校長のリーダーシップの下、PCDA サイクルに基づく取組を継続的に実施する。